

第6章

民生委員・児童委員活動に関する Q&A

第6章 民生委員・児童委員活動に関する Q&A

本章では、実際に民生委員・児童委員から質問のあった内容について、事例を通して解説していきます。

Q1

民生委員・児童委員の任期を終え退任する際、支援を行っている人について後任の委員に引き継ぎを行うことが必要ですが、その旨を、支援を行っている家庭へ同意を得る必要はあるのでしょうか。

A

民生委員・児童委員には、民生委員法15条(p6参照)によって守秘義務が課せられており、また後任委員への引継ぎは活動に必要なことであるため、本人の同意がなくても引き継ぎを行うことは可能です。ただし、トラブルを未然に防ぎ、後任者が本人と良好な信頼関係を構築することができるよう、本人の了解を得ておくようにしましょう。

Q2

昼間はいつも不在の家庭があるため、夜間の訪問には男性委員又は夫の付き添いで訪問している。この場合、本人の同意は必要なのでしょうか。

A

男性委員については民生委員・児童委員としての活動であるため、了解は不要ですが、夫の付き添いの場合は第三者にあたりますので、訪問する家庭の同意を事前に得ておく必要があるでしょう。

Q3

B民児協では、地域の高齢者の訪問販売被害を防ぐため、ひとり暮らし高齢者への声かけ・見守り活動への協力を近隣住民に依頼することとなりました。

こうした活動を始める場合に、個人情報保護の観点から、どういった点に留意する必要があるのでしょうか。

A

民生委員・児童委員以外の近隣住民と見守りをともに行うためには、見守りに必要な情報を住民と共有する必要があります。この場合、見守りを要する高齢者本人にあらかじめ同意を得ておくことが必要です。高齢者本人に、活動の趣旨を伝え、見守りに必要な情報を誰と共有するのかについて理解を求める必要があります。なお、提供する情報は必要最小限にとどめるとともに、情報を提供した住民にも伝えた個人情報を他人に漏らさないよう徹底するなど、十分に配慮することが必要です。

Q4

災害時に備えた活動への取り組みとして、高齢者や障害者など要援護者の情報を地図に記載した防災マップづくりに取り組んでいます。防災マップの情報は複数の民生委員・児童委員で共有し、担当地域の委員が被災した場合には近隣委員が対応できるようにするほか、要援護者の支援体制の構築に向け、自治会長や住民ボランティアにマップを提供しようと考えています。自治会長や住民ボランティアへの情報提供を行うには、本人の同意は必要でしょうか。

A

Q3と同様に、本人の了解のうえで情報提供することが原則となります。地域で取り組まれている具体的な活動例については、第4章「2.情報共有に向けた具体的な取り組み」(p22)を参照してください。

Q5

当市の消防署では、市内のひとり暮らし高齢者世帯・高齢者のみの世帯、障害者世帯を把握し、災害が発生した際に優先的に救援するシステムを構築するため、当市の民児協に民生委員・児童委員が把握している高齢者・障害者世帯のデータを提供して欲しいと照会がありました。このような場合、情報の目的外使用にあたらぬのでしょうか。

A

民生委員・児童委員にとって消防署は第三者であり、情報提供する場合は本人から同意を得るのが基本です。こうした災害システムを構築する場合、本来は消防署が市町村行政と一体となって実施し、消防から市町村行政にデータ提供を求めるべきでしょう。

Q6

当民児協は、毎年市内のひとり暮らし高齢者の状況を把握するために一斉調査を実施しています。先日社会福祉協議会から、小地域ネットワーク活動の推進のため、民児協が所有する一人暮らし高齢者の名簿を提供してほしいとの依頼がありました。提供することに支障はないでしょうか。

A

民生委員・児童委員が知っている個人の情報を、本人の了解なしに第三者に提供することは、福祉活動を目的としている場合や、社会福祉協議会などの関係機関に提供する場合であっても適切ではありません。ただし、活動を行ううえで、関係機関との情報の共有は欠かすことができないものであるため、本人の了解を得たうえで、必要な情報を共有するようにします。具体的には、一人暮らし高齢者の一斉調査時に、「どういう目的でどの範囲までの情報を社会福祉協議会へ提供をする」旨を事前に調査票等に分かりやすく明記するなどの配慮をしたうえで、同意を得ておく必要があります。

一斉調査を実施した後に社会福祉協議会より提供の依頼があった場合は、提供することについて本人の了解を得る必要があります。

Q7

担当地区内の小学校の先生から、教育活動の一環で地域のひとり暮らしの高齢者に生徒から手紙を送りたいので、校区内のひとり暮らし高齢者名簿を提供してほしいとの依頼がありました。提供する際にはどのような点に留意すればよいのでしょうか。

A

小学生から手紙が届くというのは大変喜ばしいことですが、高齢者が知らないままに情報提供を行うと、手紙を受け取った高齢者が、面識のない人が自分の住所を知っていることを不安に感じる可能性もあります。名簿を提供するためには本人の同意が必要となります。何のために利用するのか趣旨を本人に説明し、同意が得られた場合のみ情報提

供を行うようにします。また、住所を提供するのではなく、高齢者の名前のみを学校に伝え、手紙は民生委員・児童委員や子どもが訪問して直接手渡しするという方法も考えられます。

なお、名簿を提供した場合、提供した名簿は利用後、速やかに返却を求めるようにします。

Q8

一人暮らし高齢者のAさんは認知症のため要介護認定を受けており、日常的な見守りが必要です。近隣住民にも見守りへの協力を依頼しようと考えていますが、Aさんの同意は必要なのでしょうか。

A

個人情報を第三者に提供する際には、本人の同意が必要であることは言うまでもありません。本人の判断能力が低下し、理解が難しくなっている場合であっても、日頃の信頼関係を基に丁寧に本人に説明を行い、できる限り理解が得られるように努めることが重要です。

ただし、同意が得られないほど本人の判断能力が低下している場合には、個人情報保護法による第三者提供の例外規定である「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき(23条1項2号)」に該当するため、近隣住民に本人の状態を伝え、見守りへの協力を求めるとともに、親族、関係機関とともに成年後見制度の利用など、必要な支援につなぐよう働きかけます。

この場合、見守りへの協力が得られる近隣住民には、本人に関する情報を安易に第三者に漏らさないよう配慮を求める必要があります。

Q9

行政(民生委員担当課以外)や他機関、あるいは住民から民生委員・児童委員名簿の提供を求められました。どのように対応すればよいのでしょうか。

A

民生委員は特別職の地方公務員と位置付けられ、公の立場にあるものの、地域住民の一員でもあることから、一定の個人情報は守られなければなりません。行政への提供は法的には問題ありませんが、他機関、住民等それぞれから名簿の提供を求められた場合を想定し、ケースごとにどの範囲の情報を提供するかを民児協内で検討し、あらかじめ組織決定しておいた方がよいでしょう。

例) 行政から求められた場合は氏名、住所、電話番号のみ提供し、住民からの問い合わせの場合は、地域担当の委員の氏名、住所、電話番号のみ伝える など

Q10

民生委員・児童委員が個人情報を漏洩したことによって損害賠償を請求されたときは、個人として支払う責任があるのでしょうか。

A

民生委員・児童委員活動の中で誤って個人情報を漏らしてしまった場合、民生委員・児童委員に重大な過失や故意があった場合を除き、民児協全体で対応を考えることとなります。

大阪府民生委員児童委員協議会連合会では、会に参画する民生委員・児童委員による個人情報の漏えい事故に関し、民児協が訴訟の対象となった場合に備え、IT賠償保険（個人情報漏えいプラン）に加入しています。

万が一、個人情報の漏えい事故が起こった場合は、民児協事務局または会長を通じ、大阪府民生委員児童委員協議会連合会および大阪府地域福祉部へ速やかに報告をお願いします。また、日ごろから民児協全体で、漏えいが行った場合の対応について皆で確認しておくことが求められます。（第5章 個人情報漏えい事故が起こった場合の対応（p 28）参照）

参考文献

- 「個人情報の保護に関する法律」
- 「民生委員・児童委員活動と個人情報」-住民の個人情報の適切な取扱いのために-全国民生委員児童委員連合会 平成17年5月
- 「これだけは知っておきたい個人情報保護」著者：岡村久道、鈴木正朝（発行：日本経済新聞社）
- 地域福祉活動と個人情報保護ハンドブック 社福）大阪府社会福祉協議会 平成17年7月
- 厚生労働省「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」（平成19年8月10日）